山梨県子どものこころサポートプラザ入通所児童等給食業務委託契約書(案)

山梨県中央児童相談所(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、 山梨県子どものこころサポートプラザ入通所児童等給食業務(以下、「業務」という。)について、次 のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、甲が定めた山梨県子どものこころサポートプラザ入通所児童等給食業務委託実施仕様書(以下、「仕様書」という。)及び乙が山梨県子どものこころサポートプラザ入通所児童等給食業務委託に係る企画提案時に提出した提案書(以下、「提案書」という。)に基づき、信義と誠実をもって業務を実施しなければならない。

(法令等の遵守)

- 第2条 乙は、業務を行うにあたっては、仕様書及び提案書に定めるもののほか、次の法令等を遵守 しなければならない。
 - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
 - (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)
 - (3) 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成24年山梨県条例第63号)
 - (4) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)
 - (5) 大量調理施設衛生管理マニュアル (平成9年3月24日衛食第85号別添)

(委託期間)

第3条 この契約による委託期間は、契約の締結の日から令和8年1月31日までとする。 (給食提供期間 令和5年2月1日から令和8年1月31日まで)

(委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金

円(うち消費税及び地方消

費税の額

円)を乙に支払うものとする。

年度別の内訳は次のとおりとする。

年度	契約金額		
令和4年度	金 円		
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)		円)
	(うち管理費相当分の額	円)	
令和5年度	金 円		
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)		円)
	(うち管理費相当分の額	円)	
令和6年度	金 円		
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税	の額	円)
	(うち管理費相当分の額	円)	

令和7年度	金 円		
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円)
	(うち管理費相当分の額	円)	

2 前項にかかわらず、委託料に含まれる材料費相当分について、甲は、実際に提供された食数の実績に応じて精算した金額を支払うものとする。なお、甲の指示により特殊食品を使用し材料費相当分の単価を超えた場合は、乙はその差額を請求できるものとする。

材料費相当分の単価は次のとおりとする。

種別	単価	
朝食(一食当たり)	円	
昼食(一食当たり)	円	
夕食(一食当たり)	円	
おやつ (一食当たり)	円	

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)第109条の2第1項第 7号の規定により免除する。

(委託料の改定)

- 第6条 経済変動その他甲及び乙が予測できない事由により第4条に規定する業務委託料を維持する ことが相当でないと認められるときは、甲及び乙が協議の上、契約価格を改定することができるも のとする。
- 2 前項における改定については、甲と乙の書面による合意によるものとする。

(業務中断の禁止)

第7条 乙は、委託業務を毎日行うものとし、いかなる理由があっても中断してはならない。

(業務についての指示)

- 第8条 甲は、業務の履行については甲の指定する者(以下「監督員」という。)に指示させるものとする。
- 2 乙は、監督員から仕様書及び提案書並びに第2条に掲げる法令等に基づき業務の履行内容の改善 を求められたときには、これに従わなければならない。

(業務内容の変更等)

- 第9条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償 額は、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保の目的に供してはならない。だたし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 乙は、甲の許可がなければ、業務の履行を第三者に委任し、若しくは請け負わせ、又は施設等を 使用し、若しくは利用させてはならない。

(業務完了報告書の提出及び委託料の請求)

- 第11条 乙は、毎月の委託業務完了後速やかに業務完了報告書を作成し、甲に提出するものとする。
- 2 乙は、甲が前項の業務完了報告書に基づき業務の実施状況を審査し、適正に業務が実施されたと 認めたとき、甲に対し委託料の請求ができるものとする。

(委託料の支払)

- 第12条 乙は、前条の規定による甲の検査確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 2 甲が、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(秘密の保持)

- 第13条 乙は、業務上知り得た業務内容並びに入通所児童等及び職員に関する内容を、契約期間中 及び契約期間後においても、第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- 2 乙は、前項の義務を遵守するため、乙の従業員との間において誓約書を締結するなど、個人情報 の保護について必要な措置をとらなければならない。
- 3 乙は、第1項の義務を遵守するため、個人情報の保護に関する管理規程を制定し、乙の従業員を 教育しなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(食中毒事故の対応)

第15条 乙は、食中毒事故があった場合に備えて、あらかじめその対応策を定め、甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、対応策が適切でないと認めるときは、その改善を求めることができる。

(委託業務の代行)

- 第16条 乙は、火災、労働争議、業務停止の事情により、委託業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合に備え、乙に代わって委託業務を代行する保証人として丙を指定しておくものとする。
- 第17条 乙の申出により、甲が委託業務の代行の必要を認めたときは、丙は、本契約の規定に従い、乙に代わって委託業務を代行しなければならない。
- 2 丙が乙に代わって委託業務を代行した場合においても、乙は、この契約条項に定める責を免れることはできない。

(業務の実施状況の検証)

- 第18条 甲は、必要と認めるときは、乙の委託業務の実施状況を検証することができる。
- 2 甲は、前項の目的を達成するために必要な範囲で、乙に委託業務の実施状況に関し書類の提出及 び説明を求めることができる。この場合において、乙は、甲の求めに応じなければならない。

(契約の解除)

- 第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく契約を解除することができる。
 - (1) 乙がこの契約に定める事項に違反したとき。
 - (2) 契約の履行について不正行為があると認められるとき。
 - (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (4) 第21条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。
 - (5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、 又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。(以下同じ。)
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者。
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者。

- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条(以下「刑法の規定」という。)若しくは契約条項に違反する行為又は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号(以下「自治令の規定」という。)に該当する行為を行ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約金額の全部又は一部を支払わないこと ができる。

(違約金及び損害賠償)

- 第20条 前条第1項第1号から第4号までの規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として、各食の契約単価に委託期間の残期間に応じた予定業務数量を乗じ、当該額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 2 独占禁止法若しくは刑法の規定に違反する行為が確定したとき又は契約条項に違反する行為若し くは自治令の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、乙は、甲が契約を解除するか否 かを問わず、前項に規定する金額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、前2項の場合において甲に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償 するものとする。
- 4 前条の規定による契約の一部又は全部の解除により乙に損害が生ずることがあっても、甲は、その損害を賠償しないものとする。

(不可抗力による損害)

- 第21条 乙は、天災その他の不可抗力により重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、速やかにその理由を記した書面を提出し、この契約の解除を請求することができる。
- 2 甲は、前項の請求を受けたときは直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより契約 の履行が不可能となったことが認められるときは、乙の契約解除の請求を認めるものとする。

(業務の引継ぎ)

- 第22条 乙は、契約締結後から業務開始までの間に円滑に業務を開始できるよう、必要と認める措置を講じなければならない。
- 2 乙は、契約期間満了から 2 ヵ月前までの間に、次の受託業者による業務が円滑になされるよう適切に業務内容に係る引継ぎその他の措置を講じなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、次の受託業者に引き継ぐべき内容その他の措置を 指示することができる。
- 4 第1項及び第2項の措置に必要な経費は、乙の負担とする。

(損害の負担)

第23条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第25条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審 の裁判所とする。

(長期継続契約)

- 第26条 この契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年 山梨県条例第90号)に基づく契約である。
- 2 この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳入歳出予算の減額又は削除があったときは、甲はこの契約を変更し又は解除することができる。

(疑義等の決定)

- 第27条 この契約に定めのない事項については山梨県財務規則(昭和39年山梨県財務規則第11 号)の定めるところによるものとする。
- 2 この契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を3通作成し、甲乙丙三者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市住吉二丁目1-17 山梨県中央児童相談所 所長 玄間 正彦

 \angle

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務(以下「本件受託業務」 という。)の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを 適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、本件受託業務に係る個人情報(以下「本件個人情報」という。)を取り扱って作業に 従事する者(以下「作業従事者」という。)を明確にし、及び当該作業従事者の監督その他作業現 場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者(以下「セキュリティ責任者」とい う。)を設置しなければならない。

(作業従事者等に対する周知等)

- 第4条 乙は、作業従事者及びセキュリティ責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知すると ともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならな い。
 - (1) この個人情報取扱特記事項
 - (2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。
 - (3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、山梨県個人情報保護条例(平成17年山梨県条例第15号)により罰則が適用される場合があること。
- 2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報 の保護措置を習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行うよう努めるものとする。

(作業場所の限定等)

- 第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、山梨県子どものこころサポートプラザ (本条において「本プラザ」という。)以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。
 - (1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。
 - (2) 乙が本件受託業務を行う上で、本プラザ以外の場所で本件個人情報を取り扱うことが必要なとき。

2 乙は、正当な理由があるときを除き、前項に規定する本プラザから本件個人情報を持ち出さない ものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号 化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

- 第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止 その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 第3条の規定により明確にされた作業従事者及び同条の規定により設置されたセキュリティ責任者以外の者をして本件受託業務に従事させないこと。
 - (2) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。
 - (3) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に管理する等、適切に管理すること。
 - (4) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。
 - (5) 本件個人情報が記録された資料等のうち不要となったものについて、業務終了後直ちにこれを甲に返却し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとすること。

(取得の制限)

- 第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。
- 2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的の ために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者に委託してはならない。

(調査等)

第 10 条 甲は、乙による本件個人情報の取扱い状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第 11 条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不適当であると認めるときは、乙に対して必要な 指示を行うことができる。

(事件等の報告)

- 第12条 乙は、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損に係る事件又は事故(本条において「事件等」という。)が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。
- 2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等 の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除 又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。